

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和４年度第２回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和４年１２月２０日（火曜日） 午後１時３０分から午後４時まで
3 開催場所	リージョンプラザ展示室
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 岡本祐次、楠本孝、川口節子、鈴木恵子、青木幸枝、片岡福生、岩崎良子、鈴木圭子、高橋かほる、田中茂範、伊藤好幸、金子誠子、佐藤ゆかり、杉田宏 （事務局） 市民部長 南条弥生 市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹 人権課人権担当主幹 西澤幸生 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	津市人権施策基本方針の見直し案について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 ０５９－２２９－３１６５ E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 次のとおり

事務局(西澤)	定刻になりましたので、ただ今から令和４年度第２回津市人権施策審議会を開催いたします。 本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 それでは、開会にあたりまして、市民部長の南条より、ご挨拶を申し上げます。
市民部長	委員の皆さまこんにちは、南条です。皆様方には大変お忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。前回、１１月２２日の時に津市人権施策基本方針の見直しについて、活発な議論をいただきありがとうございました。本日は、審議が未了になっているところと、前回課題となったところを皆さまに再度意見を提示いただきまして、そここのところを議論していただきたいと思います。本年度中に、津市人権施策基本方針の見直しを完成させたいと思いますので、こちらの事務の都合上もありまして、本日急遽会議を持たせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局(西澤)	それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。①本日の事項書、②座席表、③委員名簿、④津市人権施策基本方針案（修正入のもの）、⑤基本施策１と２の意見集約表、⑥青木委員意見別紙、⑦令和３年度津市人権施策事務事業 進捗状況評価書と参考資料としてＡ３の報告書です、以上です。 本日の委員の皆さまの出欠状況ですが、谷口委員、中川委員、西川委員、原田委員、山口委員は所用のため、欠席の連絡をいただいております。杉田委員は少し遅れて来られるようです。 委員１９名中、１４名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第１１条第２項の規定により、本審議会は成立してお

	りますことを報告いたします。なお、本審議会については、津市情報公開条例第22条・第23条の規定に基づき、公開審議となり、会議結果については、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承ください。 最初に岡本会長からご挨拶をいただきます。
岡本会長	皆さんこんにちは。大変お忙しいところ、お集まりいただきました。 本日は、基本方針について、前回11月22日審議未了の部分と、懸案となった議題を中心に、ご議論いただきたいと思います。 また、時間があれば、事務事業の評価へも入っていききたいと思います。 皆様方には活発な議論をいただきますようお願いいたします。
事務局(西澤)	岡本会長、ありがとうございました。 会長におかれましては、お体が万全ではございませんので、条例10条3項の規定に基づき、楠本副会長に議事進行いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
楠本副会長	それではご紹介の点につきまして、私の方で議事進行をさせていただきます。 最初に事項書に記載されています、基本方針の見直しについて、「7 さまざまな人権課題」というのが、前回完了することができませんでしたので、まずさまざまな人権課題について先に検討した後、前回の未決定になっている部分について改めて進めていきたいと思います。
楠本副会長	まず、「7 さまざまな人権課題」の「(ア) ハラスメント」という部分。ハラスメントの【基本方針】の(1)につきまして、右側のコメント欄のような修正提案があります。私の修正提案というのは、【基本方針】の(1)「ハラスメント行為により人権侵害を受けた人がうつ病や自殺に至ることがないよう」という部分は、そうした病気になるとか自殺になるとか、深刻なものだけをハラスメントの対策にしていると受け止められないように、コメントの追加部分、「ハラスメント行為は、個人の尊厳を傷つける人権侵害行為であり、あらゆるハラスメント行為の解消に向けた啓発活動を推進します。」、このように修正したほうがよいのではないかと考えておりコメントいたしました。 青木委員の修正案が出されていますが、これに関して説明をお願いします。
青木委員	同様に、うつ病で自殺に至る人だけの問題ではないということがはっきりしていれば大丈夫です。
楠本副会長	この修正案につきまして、ご意見ありましたらお願いします。それでは、修正案のようなかたちで修正するというところでよろしいでしょうか。それではこの案については右の欄のコメントに従った修正をさせていただきます。 次は、「(イ) インターネットによる人権侵害」。これにつきましても、基本方針の(1)、「この特性」という部分が何を指しているのかというのが、直前の文の「インターネット上での差別事象・人権侵害並びに悪質な書き込み等を防ぐため、」にある「書き込み等」と「インターネット」に両方つながるようにし、この際「インターネットの特性」と修正し正確にした方がよいかなということで、修正提案をいたしました。 それから、(2)の「人権侵害、インターネット上での差別事象や悪質な書き込み等」に対しては、国や県、関係機関と連携した削除要請等の対応に取り組みます。」とありますが、ここでは「人権侵害」を「インターネット上での差別事象の」の前に書かれるのは、文章表現として不適切かなと思いますので、「インタ

	ーネット上での人権侵害、差別事象や悪質な書き込み」というふうに、順序を整理してはいかがかなと思ひご提案しました。 いかがでしょうか、何かご意見ありますでしょうか。それでは、修正提案のように修正するということによろしいでしょうか。 それでは今度、「(ウ) 性的指向・性自認」についてです。これはまず、【現状と課題】の「性的指向とは、人の偏愛・性愛がどういう対象に向かうのか」という表現になっていますが、ここでは「恋愛や性的な関心」というふうに表現を改めるのはどうかと思っております。 それから【基本方針】(1)、「性的指向や性自認を持つ人の多様性」の部分について、人の多様性という形で表現されていますが、これは「性的指向や性自認の多様性」というふうに修正した方がよいのではないかなと。そして、同じことが19ページの(2)につきましても、「性的指向や性自認を持つ人の人権課題」ではなくて、「性的指向や性自認にかかわる人権課題」というふうにした方が、文章表現上すっきりするのではないかと思いますので追加しました。 何かご意見ありましたら。それでは、修正提案のように修正するということによろしいでしょうか。 次に、「(エ) 災害と人権」というところですが、【基本方針】の(1)、「災害時における避難所等でのプライバシーが守られるよう、災害時の人権確保に向けた教育・啓発活動を推進します。」という部分の、「災害時の人権確保に向けた教育・啓発活動」について、金子委員から「災害時の人権への配慮に関する教育・啓発」というふうに修正するご提案がありますが、金子委員、何か追加でお話することがありましたらお願いします。
金子委員	「人権確保」という言葉より、「人権への配慮」というふうに書いたのは、その方が分かりやすいかなと思ひ提出しました。
佐藤委員	原案と修正案を見比べてみると、「人権確保」としたほうがより強い表現だと思いますので、私は原案の方が良いと思います。
楠本副会長	今佐藤委員の方からは、「確保」という言葉の方が強い表現だと思うので、こっちの方がいいのではないかなということですが、他に何かご意見ありますか。司会の立場として意見を言うのはおかしいのですが、今佐藤委員が仰ったように、「確保」とした方がより強い要請にはなります。しかし、別の見方をしますと、強い要請が妥当とする範囲は、自ずと要請が強い部分だけに限定される。それに対し「配慮」というのは、弱い要請ですので、弱い分だけ射程範囲が広がる、そういう見方もあると思います。この場合、弱い要請にして射程範囲を広げる表現にするのか、「確保」という強い表現にして確実な実施を求めるのか、そういったことになると思うのですが、いかがでしょうか。
高鶴委員	いろんな法律にも、「配慮」に関する法律といったような表現にされていたりしますので、一般の方々には馴染みやすい表現ではないかなと思ひました。以上です。
楠本副会長	一般の人が馴染みやすいという観点から「配慮」という表現にした方がいいのではないかなというご意見ですが、他にご意見ありますでしょうか。
佐藤委員	副会長が言われたように、「配慮」とした方がより広い言葉ということで、金子委員のご意見に変えさせていただきます。

楠本副会長	ご賛同いただけるということで、よろしいでしょうか。それでは他にご意見ないようでしたら、金子委員ご提案の「人権への配慮」という表現に変えさせていただきます。 それでは次いきます。「(オ) 貧困問題」の20ページの【基本方針】 (1)の部分ですが、「差別意識や偏見をなくし」という表現になっています。それから、(2)は「人権相談はじめ各種相談や」という部分になります。 (3)は「適切な対応を図るため」という書き出しになります。それに対してコメントはいずれも私のものになりますが、これは私だけの問題といいますか感じ方なのかもしれませんが、いきなり「差別意識や偏見をなくし」というのは、何に対する差別意識や偏見なのかというのが明記されてないので、この際、私のコメント欄の修正提案を見ていただきますと、「生活に困窮している人に対する差別意識や偏見をなくし」というふうに(1)は修正した方がいいのではないかと思いますし、(3)についても「生活に困窮している人に対する適切な対応を図るため」というふうに修正した方が日本語表現として適切ではないかなと。それから、(2)の「人権相談はじめ各種相談や」というところも、「人権相談をはじめ各種相談がしやすい環境を整備し、県や関係機関、関係団体と連携し自立支援の充実に努めます。」というふうに改めた方が、日本語として適切ではないかというふうに思いました。ご意見ございましたら、お願いいたします。
高鶴委員	(オ)としてあげられているのは貧困問題ですので、対象としてはどこを指すのかというのが頭にきた方がいいと思います。 (2)の「人権相談をはじめ各種相談がしやすい環境を整備し」というのも、何をというのを分かりやすいと思いますので、(1)(2)(3)全て修正いただけたらと思います。
楠本副会長	他の方、ご意見ありますでしょうか。
青木委員	分かりやすくしていただいてその点はいいと思うのですが、差別としているのが生活の困窮をしている人に対する差別だけなのかなと思うのですね。実際生活保護を受けている人たちに対する差別っていうのを感じることはあるんですけども、生活保護という制度に対する偏見・差別というものもありまして、恥ずかしいことだということがかなり浸透しています。ですので、「生活を困窮している人に対する制度」というふうに修正していただいた方がよいかなと思いました。
楠本副会長	私も修正提案するときに、随分迷いました。生活困窮者という生活保護の前段階の方についても提言がありますので、それを「生活困窮者」というふうには書かずに「生活に困窮している人」という表現としたのは、生活保護の部分も対象に含めるという意味であえてそういった書き方にしました。ただ、今青木委員が仰ったように、制度それ自体に偏見を持っているという見方も確かにありまして、それに対して審議会としてコメントするという点でいくと、「生活保護制度や生活に困窮している人に対する差別意識や偏見をなくす」というふうにした方が、確かに正確に表現しているのではないかと思います。今の点も含めまして、ご意見いかがでしょうか。それでは、「生活保護制度や生活に困窮している人に対する」という表現に(1)と(3)についてはそのように修正するというところでよろしいでしょうか。それでは、貧困問題についても終了します。 次に、「(カ) 自殺問題」についてです。自殺問題についてはどなたからも修正提案はされませんでした。今、事前に修正提案したかったけどここで提案しますという方がいましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。では原案通りということでよろしいでしょうか。

	それでは、次は「(キ) 患者、HIV 感染者・エイズ患者・ハンセン病元患者・難病患者」の部分になります。その中の「(a) 患者」の【基本方針】の(2)、「国、県、市民活動」としているところを、県と市民活動の間に「医療機関」を入れるというのが、青木委員のご提案になります。それについて、ご意見ありますでしょうか。患者に関することですので、連携するとなると病院も連携の対象になると思います。では、青木委員ご提案の修正でよろしいでしょうか。 次は、「(b) HIV 感染者・エイズ患者」について、ここは修正提案がなかったのですが、何かありますでしょうか。では、ここは原案通りということではよろしいでしょうか。 それでは、次「(c) ハンセン病元患者」については、22ページの【基本方針】のところで、「ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病元患者への理解を深め、偏見や差別を解消するために啓発活動を推進します。」という部分になります。この部分について金子委員は、「ハンセン病元患者の名誉が回復されるために偏見や差別を解消するために啓発活動を推進します。」という、「名誉が回復されるため」という文言を入れたいというご提案なのですが、これについてご意見ございますか。
金子委員	もう一点追加で、「啓発活動を県と連携して」というのに修正したらどうかと思います。津市単独でやっていくのは難しいなと思ひまして、県に確認したのですけれども、県のハンセン病対策の方は今年度は三重テレビの方に委託して、三重テレビの方で講座を開催するという事です。なかなか津市単独でやっていくのは難しいので、エイズもそうなんですが、連携をとってエイズデーとして啓発しています。なので、ここに「県と連携して」という言葉を入れて欲しいと思います。
楠本副会長	「啓発活動を推進します。」の前に、「国や県と連携して」を追加して、「国や県と連携して啓発活動を推進します。」という文に修正するという事でしようか。 それ以外に、他にご意見はありますでしょうか。 私は金子委員にひとつ伺いたいのですが、修正提案で「名誉が回復されるため」となっていますが、名誉という言葉よりも「尊厳が回復されるために」という言葉の方が、よりハンセン病元患者の実情に合っていると感じました。名誉というのは、社会的活動によってその人が積み上げてきた社会的評価のことを指しますけれども、ハンセン病元患者が侵害されるのは社会的な名誉というよりは、その人が人として備わっている尊厳が侵害されたという側面の方が強いと思いますので、「名誉が回復されるため」というのを「尊厳が回復されるために」或いは「人間としての尊厳が回復されるために」という文言にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
金子委員	それをお願いします。「名誉」ではなくて「尊厳」でよろしいです。
楠本副会長	それでよろしいでしょうか。「人としての尊厳」ですね。 そうしたら、金子委員の修正提案の「名誉が回復されるために」という部分を「人としての尊厳が回復されるために」にして…ただ、「ために」の部分が連続していますので、言葉遣いとしては「人としての尊厳が回復されるために偏見や差別を解消するための啓発活動を国や県と連携して推進します。」というふうにすれば日本語としての通りが良くなると思いますが、いかがでしょうか。他のご意見無ければ、そのように修正したいと思いますのでよろしいでしょうか。

	それでは次に移りまして、「(d) 難病患者」の部分ですが、ここについてはどなたからも修正提案がなかったのですが、今ここでご提案があるという方はお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、(d) は原案通りにしたいと思います。 次、「(ク) 犯罪被害者など」については、23ページの【基本方針】の(1)「犯罪被害者が、二次的被害を受けることのないように啓発活動を推進します。」という部分ですが、金子委員からの修正提案として「犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進します。」とあります。「二次的被害を受けることのないよう」というふうに限定せずに、「犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的…」という、「二次的被害を受ける事のない」ということだけに限定するよりは、幅を広くした方がよいのではないかとご提案です。 それから、(2)の「犯罪被害者等の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織等と連携し、相談・支援体制を充実します。」のところを、「国、県、市民活動の組織などと連携し、相談窓口を設置、カウンセリング体制の整備、精神的ケアを支援します。」というふうに、相談・支援体制の部分を具体的に書くというご提案です。この金子委員のご提案について、ご意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。
高鶴委員	すみません、犯罪被害者の方の相談窓口というのは現在ないということでしょうか。
楠本副会長	事務局は把握されていますか。
事務局(藤田)	その窓口について、市民交流課というのがありますが、その課の方で犯罪被害者に対する計画と申しますかそういったものは持っていますので、公的にその人たちの窓口ですよという宣伝はしていませんが、一応そういう方が来れば、市民交流課とかで受けるかたちになるかとは思いますが。
楠本副会長	そうすると、「相談窓口を設置し」というこの文言ですと、もし依頼者等の方から相談があれば、市としては市民交流課で相談を受けますということを何らかのかたちで広報することになるのでしょうか。
事務局(藤田)	そうです。現在、犯罪被害者の相談窓口といったかたちの明記した窓口はありませんが、今後の施策としてそのための窓口を作るということは可能だとは思いますが。そこは市の判断になるとは思いますが。
楠本副会長	市民交流課の方で独立した窓口を設置するかというのは分からないが、何らかの対応をするということですね。
高鶴委員	市民交流課が今どういうことをしているかというのは分かりませんが、例えば権利侵害をされたとかいろんな不利益を被っている方々も、相談窓口として対応していく中に、こういう方も含まれているということを啓発していただくということが必要だと思うのですが。
楠本副会長	この【基本方針】の中に書き込まれるということになれば、市が何も対応していないということでは済まされないと思われますので、何らかの対応をしていただければと思います。

事務局(藤田)	はい、分かりました。
楠本副会長	そのことを含みにして、この金子委員の修正提案の通りに修正するということではよろしいでしょうか。ではそのように修正します。 それでは、「(ケ) 刑を終えた人・保護観察中の人など」については、【基本方針】の部分の「偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。」のところを、金子委員の修正提案として「啓発活動を行うとともに社会復帰のための環境整備を支援します。」という表現になっています。この修正提案についてご意見ありましたらお願いします。 私の方で少し意見を申しますと、社会復帰という言葉は何をもって社会復帰とするかというのは非常に難しいと思います。いろんな意見や考え方があってと思います。そこで「社会復帰のための」という表現にすると、何をもって社会復帰と考えるかということについて、非常に複雑な問題が生じますので、その前の文章のところで「地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう」というふうになっていますが、その文章に加えて「円滑な地域生活を営むための環境整備」というふうに修正したらより具体的になるのではないかと思います。「社会復帰のための」という部分を「円滑な地域生活を営むための環境整備を支援します」というふうに改めては。金子委員の修正提案の修正意見になりますが、金子委員いかがですか。
金子委員	社会復帰という言葉を書いたのは、中々社会から受け入れられず、再犯をしてしまう人がいるということで「社会復帰」を入れた方がいいと思ったのですが。「円滑な地域生活」というところに含めてしまうのは、どうかな…と思うのですが、それがわかりづらいということでしたら、それでも…
楠本副会長	「社会復帰のための」という表現を「円滑な地域生活を営むための」或いは「地域において生活するための環境整備」というふうにした方がよろしいですか。「円滑な」という表現が金子委員として引っかかるということで。
金子委員	「円滑」でいいです。
楠本副会長	「地域によって生活するための環境整備を支援します。」でよいですか。
高鶴委員	「地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう」となっていますので、また同じ「円滑」は書かなくていいのではと思います。
楠本副会長	そうしましたら、「偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、地域によって生活するための環境整備を支援します。」、そのように改めるということではよろしいでしょうか。では、そのようにしたいと思います。 それでは、「(コ) アイヌの人びと」については、修正意見はありませんが、この場でなにかご提案があれば。修正無しでよろしいでしょうか。 それでは次の、「(サ) 北朝鮮当局による拉致問題」。これについても修正提案はありませんが、意見がございましたら。では、原案通りということではよろしいでしょうか。 それでは、「7 さまざまな人権課題」についてはこれで検討が終わりました。 次に、事項書に基づきますと、基本施策へ進むのですが、すでにお配りしている「⑤基本施策１と２の意見集約表」の資料ですが、皆様方から事前に提出いただいた意見を集約した表がこれになります。これについては今日この場で初めて

	見たという方もいますので、休憩を兼ねまして、１０分間程とりまして、この部分に目を通していただくことをお願いしたいと思います。休憩をじゃないかというのがありますが、時間が少し押していますので、是非ご協力をお願いします。ここで１０分間休憩とさせていただきます、この間に意見集約表というＡ３の横書きの大きな資料を事前に目を通していただいて、１０分後に討論をして、やむを得ない場合は最終的に挙手による多数決を取りたいと思います。よろしくお願いします。
事務局(藤田)	会長すみません、補足があります。この集約表ですが、３・４ページにかけまして下線を引いてある部分があります。基本施策の１・２とで同じ意見を出していただいている方はいいのですが、違った意見を出していただいた方のみ、違う意見を下線で引いてありますので、そういった見方をお願いします。
楠本副会長	ご質問ございますか。それでは休憩に入りたいと思います。
楠本副会長	それでは再開したいと思います。 まず、「第２章 基本施策」「１ 人権啓発の推進」と「２ 人権教育の推進」の、「同和問題をはじめとするあらゆる」という表現の仕方と単に「あらゆる」という表現について、どちらの表記にするかというのを議論したいと思います。 事前に皆様から出された意見というのを見ますと、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現を是とすること、人権が尊重される津市をつくる条例の１条の規定を踏まえた基本方針とすべきであるとか、条例１条が「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現を用いている以上は基本施策もまた「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現をした方がよい。その２点に大きく集約されると思います。 それから、「同和問題をはじめとする」という部分を削除して、「あらゆる人権問題」というふうに表記すべきだというご意見については、人権課題が年々多様化しており、どの課題も喫緊の課題であっておろそかにすることはできない。その上でことさら同和問題を強調するということは、人権課題に優先順序があるかのような印象を与えるので適切ではない。そういう意見に集約されると思いますが、何か付け加えてご意見ありましたらお願いします。 私の方からひとつ委員の皆様にご検討をお願いしたいということがございまして、「１ 人権啓発の推進」と「２ 人権教育の推進」の同じ部分を両方とも「同和問題をはじめとするあらゆる」という表現にするか、「あらゆる」にして「同和問題をはじめとする」という部分を削除する。そういう考え方もあろうと思うのですが、もう一つの考え方としては、私が皆様に検討していただきたいと思っているところですけども、「１ 人権啓発の推進」は、「第２章 基本施策」の最初の項目としてあがっていて、総論的な位置付けになると考えられます。そうすると、ひとつは条例１条の規定が「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という規定の仕方になっているということについて重きをおくべきではないか。それから同和問題が果たしてきた歴史的意義を考えても、冒頭の人権啓発の推進という部分については、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現を維持しつつ、その上で「２ 人権教育の推進」の部分については、「同和問題をはじめとする」という表現がついているために、いろんな問題が出てきているという指摘が案２を是とすることのご意見の中に多数あります。特に教育現場で同和問題が優先されて、他の人権問題が後回しにされる傾向がないとは

青木委員	言い切れないというご指摘もあります。そのこともまた、軽視できない論点だと思います。 そこで、皆様にご協力していただきたい提案は、「1 人権啓発の推進」の部分については従来通りで条例に従って「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現にしつつ、「2 人権教育の推進」については同和問題をはじめとする」の部分削除し、「あらゆる差別や人権侵害をなくすため」というふうに、ふたつの表現を使い分けてはいかかなと思います。決して足して2で割るという考え方ではなく、人権啓発の部分と人権教育の部分とでは表現が違ったとしても言葉の性質による違いなので問題はないのではないか、そういう趣旨で皆様にご検討いただけないかということで、ご提案させていただきました。どうでしょうか、今の点も含めてご検討いただきたいと思います。 今仰っていただいたこととは違いますが、まず事実認識をきちっとしておいた上で協議した方がいいと思います。例えば「教育現場で同和問題が優先されてきた」と書いてありますが、私自身はそう感じていません。各種施策の実施数報告からも明らかとありますので、実施数報告が何を指しているのかというのは後で教えていただきたいのですが、同和問題について去年の授業は確かに多いと思います。そこについて触れる授業が多いとは思いますが、現存する差別としてそこに切り込む授業というのは本当に少ないです。そこをやって初めて同和問題に立ち向かった授業になると私は感じています。それは本当に少ないです。 データの上で同和問題について授業したというふうに報告する場合に、現存する部落問題そのものに切り込んだ授業をカウントするのではないのです。同和教育の年間計画というものがあまして、1年生ではこういう身近な差別について学びましょう、2年生はこういうことを学びましょうという、6年生の段階で具体的な部落差別や現存する差別について学ぶというふうにおさえられているかどうか。それが非常に少ないです。でも1年生から5年生までの間に部落問題に直接切り込まなくても、その下地となるような教育をしたらそれは同和教育の一環だという現場のおさえかたもありまして、そういう授業も1カウントとして実際に報告されていました。ですので、同和教育として出したものがすべて同和問題にそのものに切り込んだ授業ではないという意識があります。 それから、私は以前学校に勤めていまして、安芸郡におりました。安芸郡では女性差別に対する授業というのは、女性の先生は必ず年間に最低1本は授業をする。その授業した報告を持ち寄って、各学校の中で今年推薦する授業をどのようにするという会議をしまして、それを県に出す、それが組合の女性部の提案として全国に持って行って、必ず全員が出るということが慣例になっていました。全てのところでそうだったかは分かりませんが、私の実践していた環境では、男性だとやる人やらない人はいましたが、女性の場合は必ずやりました。でも部落問題学習に切り込んだ授業というのは非常に少なかったという感触があります。ですので、この報告数が明らかであるということを教えていただきたいと思います。事実認識をある程度共有した上で協議した方がいいのではと思います。 楠本副会長 4ページの(6)教育現場では特に同和教育の優先が見られる。21年度人権学習推進事業では、同和問題に関わる学習が76回と突出しており、高齢者の人権については0回、女性の人権は報告にすら上がっていないと、比重の仕方に明らかに違いがあるという指摘がなされているのに対して、青木委員からは別の見方をすると、現場での教育を携わっていた経験からして同和問題だけが突出しているわけではなく、ほかの問題についても適宜取り上げられているというご指摘
-------------	---

佐藤委員	があったのですが、この問題について何か事実関係について補足できる方ありませんでしょうか。 (6)を書いたのは私です。根拠となったのは、各課からあがってきた報告書の21年度の人権学習推進事業の欄のいわゆる出会い学習の部分になります。出会い学習というのは地域からいろんな人権問題に関わるゲストティーチャーを呼んで、子どもたちに深く人権差別について学ばせるという学習ですが、その報告回数の数字をあげました。それで21年度を見ますと、同和問題に関わる学習が全市で76回ということになっていました。高齢者の人権が0回、女性の人権というのは報告にすらあがっていないというようなことが、同和教育の優先が突出しているという判断になりました。 今言われた、女性の人権は組合の女性部の方で女性の先生方が必ずやっておられるということですが、男性の先生にきちっとやってもらえるような働きかけが出来ていなかったのであれば、まだまだ頑張っていただかなければならないところじゃないかなと思います。女性がいくら頑張っても、女性差別の解消になりませんので。でも同和教育に関しては、学校現場では全ての先生が学んで実証されている。深く教育される先生とそうでない先生とで差はあるにせよ、必ず年に1回は授業されるのではないのでしょうか。そういったことで教育現場では他の差別問題・人権問題と比べると、同和問題が先生方の中で重視されているのではないかという印象を私は持ちますので、このように書かせていただきました。
鈴木委員	ありがとうございます。佐藤委員が仰られたように、学校の教職員全てが、部落問題にきちっと向き合ったかたちで子どもたちと対峙し、同和教育に関しては人権というかたちでやっていますけども、部落問題について徹底いただいているのならばいいのですが、事実は申し訳ないのですが違うのです。というのは、私自身今、津市人権研究協議会におりますもので、津市全部の中学校を回ってそれぞれの実態を把握させていただいているところです。その時に出てくる言葉というのが、やっぱり部落問題は身近じゃない。子どもには身近じゃないとまず言われています。その次に本当に子どもにとって身近じゃないのですかと聞くと、自分にとって部落問題が分からないと仰る先生たちが非常に多いです。ですので、先ほど言われた通りゲストティーチャーというのも本当は恥ずかしい話で、これは実際は教育委員会の方で掲げていただくことなのかなとは思いますが、先生たちが部落問題のことについて、じゃあどれだけ勉強してきたかという、申し訳ないですが恥ずかしい話そういうのは誤解です。 だからこそ、実際にやっていただければならないことなのですが、16支部全部を回っていた時に、地域の声や保護者やお子さんから出てくる言葉としては「あそこへ行ったら怖いんです。あそこの人たちとあんまり遊ばんわ。」ということばかり。中学校の部活の試合などでも、〇〇中学は怖いよというようなことであったり、どんなに学習をしていっても、家へ帰られたときにお母さんと一緒に実際に車に乗って通っているときに「ここのところは気を付けなあかんね」ということが、私たち自身小さいときに聞いた言葉が、残念ながら今も子どもたちに伝えられている状況があります。その中で被差別の立場の子どもたちは、やっぱり自分がいつどこで差別されるだろうかとということをひしひしと感じながら思っているのです。だからこそ、差別はもちろんダメだということを先生たちは教えていくし、子どもたちも差別はダメというところから入るのですが、実際に部落差別を経験している人たちがどんな思いをもっているのかを知らないし、自分がしていないから無くなっていくものだろうっていう人たちが非常に多いのです。意識調査であったり、そういったものの中で啓発していかないといけないと思っています。

	私は絶対順位はないと思っています。なぜなら私も女性ですので、女性の権利・人権についても青木委員さんに言われたように苦労してきたので、そのところはすごく理解しているつもりです。多分ここにいる審議委員の皆さんは、それぞれの人権課題について一生懸命に取り組んでいただいている方たちばかりなので、それぞれの人権課題の順番があるなんて絶対思っていない人たちがばかりがお集まりいただいているんだなって思いながらここに座っています。しかし事実、差別の現実があつてそれが声を出していったときに、二度ある差別。この状況がやっぱりあります。だからこそ、私たちは声にしていかないといけないと思います。 副会長さんが仰られたように、私は、行政が人権施策基本方針を基にして施策をうっていく為だと思っていますので、その部分は行政の姿勢がどこにあるかということが一番だと思うのです。ここで私たちそれぞれがいろんな意見を言っても、行政がどうしていくかという部分が、思いがきちとなっていないと思います。そこが今までも津市の中でも問題になっている部分で、同和問題に関わっているいろんな差別の現実があることは市さんもよく分かっておりますので、副会長さんが仰られたように、津市の条例の部分をお願いしながら、「1 人権啓発の推進」にはそれを入れていただき、「2 人権教育の推進」については人権教育基本方針というのがありますので、その部分のところでは先ほど言われたように「あらゆる」という文言にいただければと思います。ただ、青木委員と同じで、教育の状況だけはやはり知っていただきたい。決して同和問題だけをやっているではありません。どちらかというと逃げられています。これが見解です。
青木委員	鈴木委員が仰ったことなのですが、先ほどの出会い学習というのは教師が自分でその問題に関わり込むことができる材料を持っていないから、自分では出来ないから誰かゲストティーチャーを招いているということであって、取組全般で出会い学習ではなくて、自分ではやれないということでもあるのですね、そこは考えていただきたいと思います。 それから、男性の先生に働きかけが十分でなかったこと、それは本当にその通りです。働きかけはしましたが、事実としてはそうです。
楠本副会長	他にご意見ありましたら。
鈴木委員	私は今人権擁護委員をさせていただいて、中学生の人権作文が夏休みから秋の取り組みで行われました。津市の中学校全部の取り組みの中から何点か出してきていただいて、それを全部読ませていただきました。生徒さんの作文の中には、すごく自分のこととして、家族のこととして、そして自分とその人とのつながりとして、通り一遍ではなく、すごく実体験なり自分の考えに基づいた作文がとて多くて、読ませていただいている大人の方が勉強させてもらったなということが今年の人権擁護委員の感想でした。 その内容としては、やはり障がいのある家族や友達との関わり、そして自分自身の病気との向き合い方、それに対する周りの友達・先生たちの支え、外国につながるお子さんとの関係、性的マイノリティの内容、自分の身近な高齢者の方との関わり方、そういうそれぞれの立場で自分の一番身近にある人権課題を通して、すごく真剣に向き合っているなと思いました。ただ、特に昨年度はコロナ禍における偏見・差別を通しての意見も多くありました。今年は、社会全体がコロナに対する見方が変わってくると、やはり生徒さんの見方も変わってきているなとも感じています。

楠本副会長	そういういろんな自分の身近な人権課題を通して生徒さんたちが考えてくれる中で、残念ながら部落問題・同和問題に対する作文は一件もありませんでした。もしかしたら、学校の中で書いているかもしれませんが、それが、より身近なものになっていなかったがために、学校が良いようにならなかったのかもしれませんが。自分も元教員なので、学校の中で教員として同和問題・部落問題に向き合っていたつもりでした。しかし、そういったものを積み上げてきた今の現実が、子どもたちにとって部落問題・同和問題が身近なものになっていないのか。それとも、皆で表に出して議論しにくい状況であるのか。そこは子どもたちを取り巻く大人や行政が考えなければいけない課題じゃないかなと感じました。以上です。 次に検討すべき項目もありますので、このあたりで意見の集約、または集約しきれない場合は挙手にしたいと思います。最初に、「1 人権啓発の推進」と「2 人権教育の推進」を分けて表現するという私が申しあげました案ですが、「1 人権啓発の推進」については従来の表現を維持して、「2 人権教育の推進」については「同和問題をはじめとする」という表現を削除する。このふたつの使い分けをするという案についていかがでしょうか。それを明確にすべきではないというご意見をお持ちの方はお願いします。よろしいでしょうか。そのようなかたちで、「1 人権啓発の推進」の部分については「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という表現を用いて、「2 人権教育の推進」については「同和問題をはじめとする」という表現を削除して「あらゆる差別」という表現に修正するという事でよろしいでしょうか。それではそのようにしていきたいと思います。 次に、8ページの「5 市民活動の組織などとの連携の推進」という部分です。青木委員の方から意見をいただいている、私の修正提案もございます。私の方は短いです。【現状と課題の】部分に書き込みがありますけども、青木委員のご意見は長文にわたるものでしたので、別紙がされていると思います。別紙を見ていただきながら、青木委員に趣旨を解説していただきたいと思います。お願いします。
青木委員	失礼します。市民活動全般について記述するべきところで、私は困窮者支援をしている立場なんですけど、全体を網羅するような意見はなかなか言えないんですけども、そういう立場からしますと、「行政だけでは解決できない」という文言がどうしても受け入れることができないのです。もちろん現実是这样ですが、そこを行政がすべきことは行政が率先して、課題が複雑化して多様化すれば、その分行政が頑張るぞっていう気持ちを持っていたきたいと思っています。ですので、この文言だけは削っていただきたいなと思います。でないと結果的に市民活動が受け持つ役割はどんどん増えていきます。私たちの仲間では現金が何百万円と自分が裕福でもないのに出して、自分の電気代払えるかなとか、私のところに食べ物をとりにくるとか、ガソリン代が払えなくなったとか、そういう声まであるのです。そういう思いをしながら活動している人たちが周りにいっぱいいます。その人たちを支えないとずっと困難になるというのを日々感じています。それで、その人達の連携でたくさんの人たちの命を救ってきたという気持ちがあります。別紙に書かせてもらいましたが、今しんどいとパニックになっている人から電話がかかってきましたが、その人は仕事で、どうしようということだったので、私が代わりに聞くよと言って、結果的には安心していただけたのですが、そういう連携の中で命を救えたと思ったりはしています。 そういう活動が続かなくてやめるよっていうのを、今年度になって2つの団体からそういう声を聞きました。とても寂しいです。でもいずれそうになっていくだろうなと感じていますし、私自身も実はそれをすごく感じているのです。で

楠本副会長	すので、そうなってはいけない、やはりみんなで支えていかなくてはならない。そのためには、まず行政の人に頼られてはいけない。「行政だけでは解決できない」というのは、行政の敗北宣言っていうかたちで書かれてないのはわかりますよ。でも、受け取る方としてはそういう宣言に聞こえてしまうのです。私たちに降りかかるんだというふうにとれてしまうのです。そういったつもりで書かれていないことは承知しています。でも、そういう活動している人たちがそういうふうにとれてしまう文章というのはいかがなものかなと思いますし、私自身もそのように思います。 それから、「人権行使の主体として」と私が書いたのは、団体を作るという行為そのものが、権利の行使だと思います。自分たちの課題解決の為に作る、それが「公共的な役割」を果たすかどうかというのは二の次であってという場合もありだと思うのです。まず自分たちが団体の結社の自由がありますし、表現の自由がありますし、市民活動をする事自体が権利の行使だということで。私が思ったのは常に権利を行使してやっているというのがあるのですが、多分私の書き方ではそのように把握されない方が多いと思いますので、そこについてはご提案いただいたように修正していただいて結構だと思います。ちょっと意味合いが違いますけども、それで多くの方が納得いただけるのであればそれでいいと思います。ただ、「行政だけでは解決できない」という文言だけは取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。 今ご指摘を受けて、【現状と課題】の第一段落を読みますと「少子高齢化による人口構造や人びととの生活スタイルの変化、価値観の多様化とともにさまざまな国籍の人びとが共に同じ地域の住民と生活している今日の社会においては、」になっていますが、その前文からいきなり「行政だけでは解決できないさまざまな課題」というふうになるのは、やはり論理的に飛躍が大きいのではないかと思います。僕も最初にいただいたときにこのことに気づけばよかったのですが、一段落の最後のアンダーラインが引いてある部分について、再度検討をということで改めて考えますと、「以前にも増してさまざまな人が社会において生活するようになっていく」。その後、「だから、人権課題がますます増加している。だから、行政が果たすべき責務も増大している。けれども、行政だけでは行き届かないさまざまな課題が生じている」、そういうふうに論理的に書くべきでした。ですので、アンダーラインの部分に限って修正するというふうに申し上げましたが、もしよろしければ、「今日の社会においては」の後に「人権課題がますます増加しており、行政が果たすべき責務も増大する中、行政だけでは行き届かないさまざまな課題が生じています。」というような修正をすればいいのかなと。そうすれば、文章表現としても論理的につながりますし、「解決できない」という表現を変えて「行き届かない」という表現にすることで青木委員の考えを反映しつつ、現実として行政だけでは解決できない問題もあるというニュアンスも盛り込むということで、「行政だけでは行き届かないさまざまな課題が生じています。」という表現がいかがかなと思います。ご検討をしていただけたらと思います。 もう一つ、「時には人権行使の主体として活動するなど、…」という部分については、私は「時には、窮状にあつてなお行政の援助が届かない人々の権利の行使を支援する活動をするなど」という表現に修正してはどうかと思いました。先ほどの青木委員が仰られた、団体を組織する動き自体が自主的なものだということですが、自主的に結社の自由に基づいて団体を組織して、組織した目的に従って団体を運用するという事は、主体的に行うということでそれは当然ですが、この場では行政が市民活動の団体とどのようなかたちで連携することができるかという問題に関するものですので、行政が団体と連携することができるのは、団
-------	--

	体が公共的な役割を担っているときに限られると思うのです。その団体が公共的な利益を担っていて自分たちの意見表明のために団体を作っているという時に、それに行政が連携をするということは、行政の政治的中立性を考えると難しい問題がある。ですから、団体が公共的な役割を担うという部分に着目して、行政が連携させてくださいというふうに持ち掛けるというのが通常は然るべきではないかと。その意味で、「時には人権行使の主体として活動するなど」という表現については、「時には、窮状にあつてなお行政の援助が届かない人々の権利の行使を支援する活動をするなど」というふうに修正してはどうかというのが私の修正提案でございます。そのことも含めて、先ほどの「解決できないさまざまな課題」の修正の件も含めてご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
高鶴委員	ここに書き込むことになるかどうかということよりも、私は障がい団体の代表として出てきておりますが、ここ最近、障がい福祉がかなり充実してきました、若い親御さんにとってはどのサービスをどれだけ使えるかということしか関心がありません。旧の津市の頃に私の団体も200人以上も会員がいました。でももう団体に若い親御さんが入ってくれません。今、旧津市の知的の親の会会員は16人です。たくさん市の町村が合併していった中で、親の会連合会というものを作っておりますが、上部団体である県の組織には入ってくれません。この中にそういうことも含まれていませんし、「障がい者の人権」というより「障がい者個々人の人権」というふうになってくるのですが、やはり団体がないと自立支援協議会という中に代表として入っていますけども、組織が衰退していつて私がいなくなった後、委員が出せるのかと考えていくと、こういう障がい団体がどんどん少なくなっていつて、障がい者の立場が守られなくなる。権利を守るために名もなき人びとが集まって団体を作っている。そういうふうに活動している市民団体があるということだけは知っておいて欲しいなと思います。
楠本副会長	この「5 市民活動の組織などとの連携の推進」の【基本方針】のところに、「社会的課題に連携して取り組む市民活動組織への支援」とか、「ネットワークづくりの促進」というのがあります。やはり行政と個人の間の中間団体が細ってくると、地域社会全体の活力が失われてくるという問題があります。ですので、基本方針の(1)にある公益を担うような活動されている方への支援というのは行政が行うこと。そして、ネットワークを促進していくというのが重要だというのは基本方針に書き込まれていることですので、その中にあった、活動団体自体の活動が非常にしにくい状況が生まれつつあるということは念頭に置いて、今後の事業評価はアセスメントをしていくべきじゃないかと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。
高鶴委員	そのようなことでよいと思います。
鈴村委員	今のお話を聞かせていただいて、それぞれの団体の実態というところの副会長さんがおっしゃったような、「行政だけでは行き届かない」というところの文言はどうなのかなって思っています。やはりいろんな市民の団体さんの声であったりとか問題等々あれば、行政として聞くべきではないかなと思います。それを啓発するべきではないかと思いますので、私は一段落目の「行政だけでは解決できない」という文言を削除して、「さまざまな課題が生じています」という文言だけで押さえてもいいのではないかなと思っています。【基本方針】に先ほど言われたように、行政としていろんな団体さんのところについての支援をしたりとか、ネットワークを促進していくという言葉が書かれていますので、行政とし

	てすべきことを一番最初のときに「行政では解決できない」という、言葉ではちょっとどうかと感じました。同じではないかと思しますので、削除していただければと思います。
楠本副会長	一点目は、アンダーラインの部分の「行政だけでは解決できない」あるいは「行き届かない」「さまざまな課題が生じています」という文章自体を削除した方がよいということによいですか。
鈴木委員	このところは、行政ができてないとか行き届かないというような言葉を一番最初に持ってくるのはいかなものかなと思いますので、「さまざまな課題が生じています」というところだけ押さえておいて、後の文言のところに実際に行政がすべきところで、市民活動団体の支援であるとか市民活動を促進していますということが書かれていて、そこは行政さんがやっていっていただいていると思いますので、最初にこの言葉を持ってこない方がよいと思いました。
楠本副会長	それでは、最初のアンダーラインのところを削除するだけで、足りるのではないかということですか。
鈴木委員	「さまざまな課題が生じています」というところだけでいいと思っていて、「行政だけでは解決できない」という言葉はいいのではないかと。
楠本副会長	「さまざまな課題が生じています」はそのまま、「行政だけでは解決できない」というその部分を削るということですね。他にご意見ありますでしょうか。例えば今の文章ですが、「今日の社会においては、さまざまな課題が生じています。」というのではいきなりは繋がらないので、「共に同じ地域の住民と生活している今日の社会においては、人権課題がますます増大しており、行政が果たしている責務も増大しています。」というふうにして、「行政だけでは解決できない」という一文を削除するということがいかがでしょうか。前の文章と後ろの文章を直接繋げるという流れが難しいので、いろんな人が地域の中で一緒に生活するようになっていて、そこから人権課題がますます増加していったって、行政が果たすべき責務も大きくなってきているということで一段落目は締める。そういうご提案なのですがいかがでしょうか。「行政だけでは解決できない」という部分についてはかなりの委員の中で抵抗があるということで、現状以前と比べるとさまざまな人権課題が生じていて、行政の責務がどんどん大きくなっていますということで一段落目を終えて、二段落目から「補っていく」という表現は使いませんが、行政だけでは行き届かないところを補うような活動をしている団体の活動を紹介するというので、行政がやりきれていない部分を市民団体がやっていることになりますよという。そういう事実だけを伝えるということで、この問題の決着を図るということでよろしいでしょうか。
川口委員	社会の中にはいろんな問題があるという意味で、「さまざまな課題が生じています」というだけでいいのではないかと思います。例えば「今日の社会においてはさまざまな課題が生じています」。その後、「こうした中、NPO 団体・ボランティア団体との市民活動は」云々でうまく続いていくのではないのでしょうか。 先ほど皆さんが仰っているように、基本方針の中でどう取り組まれているのかかどういうふう支援するかという内容は書いてありますので、【現状と課題】の3行目は簡単にした方が理解が深まるのではないかなと思ひながら聞かせていただいたのですが、いかがでしょうか。

楠本副会長	「地域の住民と生活している今日の社会においては、さまざまな課題が生じています。」と直接つなぐというのも不自然ではないというご意見でしょうか。
川口委員	そうです。一段落目は一つの言葉でよくて「こうした中」が二段目で、それですっきり理解できるのではないかと思います。
楠本副会長	原案の中の「行政だけでは解決できない」という部分だけを削除すれば足りるのではないかとのご提案です。今のご提案のようなかたちでこの問題を終了するというところでよろしいでしょうか。それでは異論がないようですので、「今日の社会においては、さまざまな課題が生じています。」というふうに繋いで、「行政だけでは解決できない」という部分を削除します。 それから、２段落目のアンダーラインでは、「時には人権行使の主体として活動するなど」という部分について、私の提案では「時には窮状にあってなお行政の援助が届かない人々の権利の行使を支援する活動をするなど、さまざまな社会的要望に柔軟かつ迅速に対応し、」という修正を提案します。
川口委員	副会長さんが考案いただいた、「時には、窮状にあってなお行政の援助が」云々、この文章で足りるのではないかなと思います。
楠本副会長	なるほど、先ほどの一段落目の部分を削除してもこの文があれば足りるということですね。他にご提案はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、コメント欄の修正提案のように「時には人権行使の主体として活動するなど」という部分を、修正案のように修正したいと思います。 次に、「第３章 分野別施策」の「２ 子どもの人権」になります。「近年では、子どもの貧困やヤングケアラーといった問題が増加しており、また、依然として、児童虐待やいじめも深刻な問題となっており、本市においても、毎年９００件程度の児童相談が寄せられています。」。具体的に数値を入れてはどうかというご提案が前回ありましたので、ご提案を反映するかたちで「毎年９００件程度の児童相談が寄せられています。」という文言が入っています。そして、「ヤングケアラーといった問題が増加しており、」の中の、「増加」という文言を「増加・顕在化」とした方がよいのではないかとのご提案がありました。今まで見えてこなかったものが見えるようになったということ、伝えた方がよいのではないかとことです。それでよろしいでしょうか。では、その修正案のように修正したいと思います。 続きまして、「４ 障がい者の人権」です。【基本方針】のところで、大きく修正があった案があります。まず、基本方針の（１）のところ、「障がいの社会モデルの観点から障がいに対する理解を深めるとともに、」という部分が、これについて金子委員から「障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデルを理解し」に修正するというご提案です。ご提案の趣旨は、「障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという」という文言を入れてほしいということになります。最初の「障がいの社会モデル」という言葉に内容の説明をした文章を入れる。その方が、一般の市民の方には分かりやすいのではないかとのご提案です。今のような、確かに「社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという」言葉を入れたほうが妥当だと思います。ではそのようにしたいと思います。
事務局(藤田)	副会長すみません、補足になります。金子委員さんからのご提案で、最後の「障がいの社会モデルを理解し」という部分ですが、最初の原文が、「深めるとともに」で並列記載になっていますので、同じような内容にするのであれば、最

楠本副会長	後の語尾を「障がいの社会モデルを理解するとともに」というふうにする方が、並列記載にするのであればその記載の方がいいと思います。「理解し」というと、「理解して…する」というかたちに次の文章と繋がると思うのですがいかがでしょうか。 原文の「障がいの社会モデルの観点から」となっているところの前に説明がついていけばいいのですよね。なので、「障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という障がいの社会モデルの観点から障がいに対する理解を深めるとともに」というふうにすればいいのではないのでしょうか。ですから、「障がいの社会モデルを理解し」という部分を少し修正させていただいて「障がいの社会モデルの観点から」という原文を意識して、前の部分に障がいの社会モデルの説明を付け加える。そのようにすれば全体がまとまると思いますが、それでよろしいでしょうか。
杉田委員	「障がいの社会モデルを理解し」というところですが、「障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」というのはその通りなのですが、それが社会モデルということの説明になっているのかなと思います。これまで、医学モデルの考え方で障がいを理解したのだけれども、それが社会モデルに変わってきたということなのですよ。なので、この「社会の責務である」という障がいの社会モデル」ということまで踏み込んでよいのかどうか。もちろん、「障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務」なのですが、それを障がいの社会モデルとして理解してもいいのかどうかというところがちょっと異論というか難しい部分だと思います。
楠本副会長	ありがとうございます。同じ問題に関連していますので、37ページを開いていただきますと、用語集のところに障がいの社会モデルという用語をいれて用語解説を入れました。そこでは原案では、「障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるものである」という考え方」となっています。ここで杉田委員が仰った、医学モデルから社会モデルへの修正というのが表現されているのではないかなと思いました。その上で「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」ということを自覚した「障がいの社会モデルの観点から」ということです。
鈴木委員	すみません、今議論していただいている14ページと37ページの説明なのですが、ここでの障壁という言葉がどういうふうに理解すればよいかなと考えていまして、例えば、障がい者の人たちが地域であったり社会の中で住みよくしていくために、こういうことを作りました、こういうことを解説しただけではないのかなというふうに思っていて、障がい者に対する差別の問題とか、障壁という言葉で分かるのかどうかというのが私には理解できなかったのです。ここでちょっと教えていただき理解を深めたいのですが。
楠本副会長	それについて、37ページの「障がいの社会モデル」にある金子委員の修正提案がございまして、そのような社会的障壁は次のようなことが考えられるとのことで、「事物の障壁（施設や設備）、制度の障壁（ルールや条件）、慣行の障壁（しきたり、習慣）、観念の障壁（偏見、無関心）」、といったものを「社会におけるさまざまな障壁」というところの「さまざまな障壁」を説明する部分として、かっこに入れて社会的障壁について追記したらどうかというのが金子委員のご提案ですが、これを組み込みまして、「社会におけるさまざまな障壁」の後に

	金子委員の提案部分をカッコ書きで注釈で入れるといったかたちにしたらいかがかなと思います。そうすると、社会的障壁というのはどのようなものにイメージしているかということがかなり具体的に分かりますので。その上で、障がいの社会モデルの定義の部分に金子委員の提案を組み込んで修正するということを含みで、障がいの社会モデルについての用語解説をする。そして、その用語解説を前提にして、先ほどの14ページの【基本方針】の(1)、障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の観点からというふうに繋げていくと、この審議会で表現自体の言葉をさらにブラッシュアップできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。
金子委員	前回、杉田委員の方から社会モデルの話が出たので、社会モデルを用語説明に入れたりできないのかとなったんですけど、私がそれでは分かりにくいなと思ったので、「社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデル」という言葉を入れた方が分かりやすいかなと思って、これを入れたんです。それと、項目で何があるかというのが分かりにくいなと思ったので、語句の説明のところにこれを記載しました。
楠本副会長	金子委員から二つの提案がありましたが、一つは「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という言葉を基本方針の中に入れるということと、「社会的障壁」という言葉の部分が一般の方にはイメージしにくいので、「社会におけるさまざまな障壁」のところに割注して具体的に挙げられている項目を列挙するようなイメージにしていただけると良いとのことですが、いかがでしょうか。用語解説も含めてこの問題はこれでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。 もう一点残っているのは、【基本方針】(2)の「障がい者自立生活及び社会参加を支援するため環境づくり」という部分ですが、提案は「自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を図り、社会参加及び社会的サポートを受けながら自立生活を送るための施策を推進します。」というふうに表現されています。これについて金子委員から、「個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を図り、社会参加及び社会的サポートを受けながら自立生活…」というところを、「個々のライフスタイルに応じた日常生活及び雇用・就業の支援を進めます。また、社会参加できる環境づくりや社会的サポートを受けながら地域で自立生活…」という、文章が長いから二つに分けた方が分かりやすいというご提案だと思います。 また、今日ご欠席ですが、原田委員の方から「社会参加及び社会的サポートを受けながら自立生活を送るための施策を推進します。」という部分を、「社会参加及び自立生活を送るための施策を推進します。」にするという修正提案です。「社会的サポートを受けながら自立生活を送る」というのは、自立生活というのは元々社会的サポートを受けながらという部分が含まれているので、わざわざそれを書く必要はないということかと思います。そして、「社会的サポートを受けながら」というのをどう捉えるかというのが、鈴木委員の少し分かりにくいという趣旨ですが、それについて鈴木委員、言いたいことがあればお願いしたいのですが。
鈴木委員	原田委員と同じようなかたちで、ここに「社会的サポート」という部分を入れることが必要なかどうか、「社会的サポート」というのをどういうふうに捉えているかということがここに書いてもらっているのかなというのが私にも最初分からなかったの、事務局に聞きたいなと思って質問させてもらいました。

楠本副会長	これについても、先ほどの「障がいの社会モデル」と同じように、37ページの用語解説を入れるところの「障がい者の自立生活」という部分に、原案では「身辺自立や経済的自立が達成されていない場合でも、保護者や施設によってまもられた暮らしをしているのではなく、自分自身でリスクを負いながらも、社会的な意味での自立生活をおくること。」となっていますが、「自分自身でリスクを負いながらも」という部分について、複数の委員からその部分は改めるべきだという意見が出ています。私の方では「さまざまな苦難や危険を冒しながら、自らの意思によって生活を営むこと」という修正案です。青木委員は、「暮らしをするのではなく、本人が必要とする支援を得ながら」というふうにリスクを負いながらもという表現を改めるべきという修正提案です。高鶴委員からも、「自分自身でリスクを負いながらも」という部分を「時には自己決定において支援を受けながらも」というふうに修正すると。鈴木委員は、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むために自己の能力を活用して社会活動に参加すること」というふうに提案されています。その前のところにある杉田委員のコメントを見ますと、「福祉や介護のサービスを利用して、自己決定によって自らの意思をもって判断・行動し主体的に生活をしていくこと、つまり自己決定権を行使していくことが「自立」であるとする考え方」ということです。ここでは、杉田委員の表現で「自己決定によって主体的に生活をしていく」、その時になにも自分で全部やるというわけではなく、福祉や介護のサービスを利用しつつ自己決定によって主体的に生活をしていく、そういうご提案なのではないかと思います。そうすると、今の最初の14ページに戻りまして、「社会的サポートを受けながら」という文言が入っている趣旨は、杉田委員が仰っているように、自立生活をしながらも福祉や介護のサービスを利用しつつ、だけど主体的に自己決定に従って生活しているということではないかと思います。自立生活というと、身辺的な自立や経済的な自立が成立していることが前提のように感じますけど、それが前提ではなくて、福祉や介護のサービスを利用しつつ、だけども、自分の自己決定によって生活を主体的に営んでいく、それが自立生活だということが前提にある。認識としてはこういうことだと思います。 そのように考えると、「社会的サポートを受けながら」というのは省いても、自立生活という言葉の中にそういう意味が既に込められているというふうに言えなくもないと思います。自立生活と言っても、福祉や介護のサービスを受けながら自己決定していくのだという、そういうニュアンスを明確にすべきだということであれば、「社会的サポートを受けながら」というのは削り取ってもいいのではと思います。元々の自立生活という言葉の意味の中に、既に杉田委員が仰っているような、福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定にしたがって生活していく、そういう意味が込められていることであれば、「社会的サポートを受けながら」というのは必要ないといえれば必要ないとも言えます。皆様のご意見はいかがでしょうか。 まず、【基本方針】の方から考えたいと思います。「社会的サポートを受けながら」という部分を残すべきか削除すべきか、いかがでしょうか。原田委員も削除すべきだというご提案をいただいています。金子委員は残すというご提案をされており、鈴木委員からは意味が明確になってないというご指摘がありましたが、先ほどの杉田委員の用語解説の中の説明によって対応する。
鈴木委員	すみません、37ページの「障がいの社会モデル」、「障がい者の自立生活」というところで、その中で説明を書いていたのですが、この前、この用語解説の中というふうに言っていたのですが、本文の方に明確に入れていくことが大事なことはないかなと思うのです。やはり、用語解説の部分というのは一般の人にとってどこまで用語解説を読み取って理解できるかというと、

楠本副会長 高鶴委員 楠本副会長	なかなか難しいところだと思うのです。条約とか条例とかそういったものの言葉の解説だけならいいのですが、障がい者の人権は大事なところだと私は思っていますので、【基本方針】の中に今言っていたいている部分は入らないのでしょうか。 用語解説の部分を本文の方に載せていくということですね。 「障がいの社会モデル」というのと「障がい者の自立生活」というのは、非常に本文に密接に関わっていて、単に用語解説というかたちで後ろに載せるよりは、【基本方針】の下にこの項目に特化した記述をするという考え方もあったと思います。確かに用語解説という離れたところにあるページを参照してくださいというのは不親切なやりかたと言えそうだと思います。他のところと書式が統一されないという問題があるのですが、この二つの項目については、【基本方針】を理解する上で不可欠な用語解説だと思うので、後ろの方で用語解説欄に設けるよりは、文字を小さくして14ページの下に落とし込むというかたちでもやむを得ないと思います。本文の中に改めて書き込むというのはかなり難しそうで、もう一度やり直すということになるので時間的に難しいと思います。もしよければ、用語解説の部分の障がい者の人権に関わる二つの言葉の説明を、14ページの本文の下の所へ書き込む。そのようにすれば、不親切な表現の部分を避けられる。その不親切な表現というところからいうと、「社会的サポートを受けながら」とのが重複することになるのですが、重複を嫌うよりは、より分かりやすい表現を意識するというのであれば、「社会的サポートを受けながら」という言葉を残すのもありだと思います。 用語解説の「障がい者の自立生活」の部分に、「保護者や施設によってまもられた暮らし」と書かれていますけど、保護者がいつまでもいるわけではないですし、今施設よりは地域というふうになっていますので、ここで今言われた社会に守られながらとか、そちらの方に書き換えていただいた方が適切だと思います。 用語解説の「障がい者の自立生活」の「保護者や施設によって」の部分を「社会によって」に変えるという。あるいは、そこも必ずしも「社会や地域によってまもられた」ということは、「サポートを受けながら」という文言があれば、書き込む必要はないという考えもあります。杉田委員のご提案のように「福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定によって主体的に生活していくこと」というふうに簡略化すればいいのではないかと。長文を避けるということで。 用語解説の部分ですが、杉田委員のご提案をベースにして考えますと、福祉や介護のサービスを利用して、大事な部分は自己決定によってということでしょうから、「自らの意思をもって」というのは自己決定の部分と重複していますので、「自己決定によって主体的に生活をしていくこと」。「つまり」というところは反復になりますので、それをまとめて、「福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定によって主体的に生活していくこと」でいかがでしょうか。 【基本方針】の部分については、「社会的サポートを受けながら」という文言をそのまま維持する。そして、重複になりますが、用語解説の部分については杉田委員の修正提案をベースに、「障がい者の自立生活」というのは「福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定によって主体的に生活をしていくこと」という用語解説を入れる。それを、14ページの本文の下のところにつけ加えていただきたい。そのように意見が集約されていったと思いますが、いかがでしょうか。
---------------------------------------	--

高鶴委員	「障がい者の自己決定権」という部分では、知的の人たちが支援受けた自己決定というふうにあるんです。それを加味していただいて付け加えてください。
楠本副会長	そうですね。ですから杉田委員によると、「福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定をする。」ということによろしいでしょうか。「福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定によって主体的に生活をしていくこと」というふうにすれば、大体大方の意見が集約すると思いますが、よろしいでしょうか。 以上で、【基本方針】についての検討課題は取り残したものは終えられました。以上のように【基本方針】について、審議会の案を議決するということによろしいでしょうか。ありがとうございました。 予定では、事業評価のところへ移る予定だったのですが、午後4時終了予定ですので、今回は実施することができません。27日にもう一度審議会を開きますので、その場で実施したいと思います。 岡本会長、最後に今日の審議会のご議論を踏まえまして一言お願いいたします。
岡本会長	熱心に協議に参加していただきました。さまざまな委員さんの意見を少しでも多く反映していきたいところではあるのですが、それもなかなか難しいところがあって、十分に協議していただけなかったところもあるかもしれません。そのためですね、「私はここをもう少し主張したかったのだけれど…」というところがあれば、事務局の方へ言っていただけますと幸いです。そのようにお願いします。
楠本副会長	ありがとうございました。それでは、事務局の方に進行をお返しします。
事務局(西澤)	委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。最後になりますが、市民部次長の平井よりご挨拶申し上げます。
市民部次長	失礼いたします、次長の平井でございます。委員の皆様におかれましては、急な会議の開催にも関わらずお集まりいただきまして、長時間にわたるご審議本当にありがとうございました。その後のご審議・ご意見をいただいた上で、基本方針を取り纏めさせていただきたいと考えております。 また、一週間後ではございますが、改めてお集まりいただきます。年の瀬で大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げまして、本日のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。
事務局(西澤)	以上で、本日の審議会を終了させていただきます。 委員の皆様、ありがとうございました。